

# インド愛知デスク ニュース

## ◆◇ インド最新情報 ◇◆

Vol.2

- **(I) 外国直接投資 (FDI) に関する報告手続の一部がオンライン化されました。**

FDI 投資に関する報告事務をより簡便なものにするために、インド準備銀行 (RBI) は 2016 年 2 月 1 日に通達第 40 号を発行しました。これにより、これまで現物のファイリングが必要だった、ARF (Advance Remittance Form : 送金報告)、FCGPR (資本金の海外からの送金等の際に必要とされる報告書)、FCTRS (株式等有価証券の海外に対する発行等の際に必要とされる報告書) などの報告手続が、オンラインで行えるようになりました。これは、モディ政権が進めている e-governance の活動の一環と評価できます。

- **(II) 証券取引委員会規制が一部改定されました。**

2009 年資本発行及び開示要件に関する証券取引委員会規制 (Securities and Exchange Board of India (Issue of Capital and Disclosure Requirements) Regulations, 2009) が一部改正されました。具体的には、新たに「反対株主に対する株式買取請求権付与の条件及び手続」 (Conditions And Manner Of Providing Exit Opportunity To Dissenting Shareholders) という章が新設され、創業株主 (Promoter) や支配株主 (shareholders in control) が上場会社について 2013 年会社法 13 条(8) (会社の目的の変更)、27 条(2) (目論見書記載の条件の変更) に関する決議を行う場合に、これらに反対する株主に対して株式買取請求権を付与する際に適用される規定が設けられました。ただし、創業株主 (Promoter) や支配株主 (shareholders in control) に該当する株主が存在しない上場会社については、この規定の適用はありません。

- **(III) 「メイク・イン・インド・ウィーク」 イベントがムンバイで開催されました。**

ムンバイで開催された「メイク・イン・インド」のイベントに、日本政府関係者が複数出席され、日本とインドとの間の経済的関係をさらに強める意向であることや、インド国内でのさらなる雇用機会の創出に日本が貢献したい旨が話されました。

また、日本側からは、製造業における日本からの投資が活発であることが確認され、マハラシュトラ州・ハリヤナ州・MP 州・グジャラート州・ラジャスタン州などで日系企業専用の工業団地等タウンシップが開発予定であること、同タウンシップでこれまで以上の投資インセンティブが期待されること、JETRO が日印双方に人員を配備して日印間の直接投資に関する相談を受け付ける予定であること、などが発表されたと報じられています。

- **(IV) 日印協力事業：新幹線計画について**

日印両政府がムンバイ・アーメダバード間の 500km をつなぐ新幹線計画に合意したことを受けて、2月14日に両政府による最初の合同委員会がムンバイで開催されました。

報道によれば、日系コンソーシアムが受注することを前提に、必要な投資コストの最大 80% が日本からの 50 年の低金利融資でまかなわれる見込みであることなどが協議された模様です。次回の合同委員会は 5 月に予定されています。

インド政府は、本件の実施に向けて、インド鉄道省が 50%、マハラシュトラ州政府とグジャラート州政府がそれぞれ 25% ずつを出資する特別目的会社を設立する予定とされています。

---

◆◇ 発行情報 ◇◆

インド愛知デスク 最新情報 (2016 年 2 月 29 日)

■発行元

2015 年度インド愛知デスク運営業務受託者：

松田綜合法律事務所（担当：弁護士 久保達弘）  
〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 1 号  
朝日生命大手町ビル 7 階  
TEL: 03-3272-0101（代表） FAX: 03-3272-0102  
URL: [www.jmatsuda-law.com](http://www.jmatsuda-law.com)

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更は下記アドレスにご連絡下さい。

[global@jmatsuda-law.com](mailto:global@jmatsuda-law.com)